

第3 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 1,907,976	千円 881,483,396	千円 7,952,381	千円 220,781,697	% 25.0	% 23.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				(参考①)一人当たり給与費 (B)/(A)	(参考②)都道府県平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和6年度	人 23,974	千円 99,022,322	千円 17,952,886	千円 41,072,451	千円 158,047,659	千円 6,592	千円 7,115

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

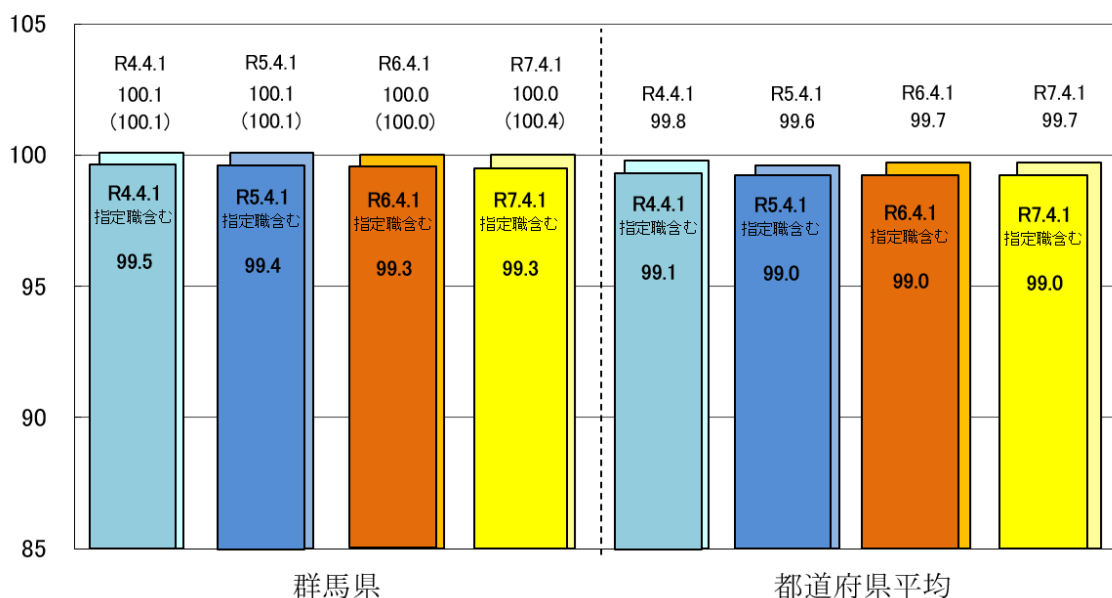
2 職員数及び都道府県平均一人当たり給与費は、令和6年4月1日現在の人数及び金額である。

3 一人当たり給与費は、人件費の決算額を正規職員数で除して算出したものであるが、人件費には任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員分の給与も含まれている（※職員数には、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員は含まれない）ことなどから、いわゆる平均給与額（年収）を示すものではない。

4 参考②は、令和6年度地方財政状況調査による。

(3) ラスパイレス指数等の状況

①ラスパイレス指数の状況



※ 括弧書きは、地域手当補正後のラスパイレス指数

(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用

職員の俸給月額を100として計算した指数であるが、ラスパイレス指数はあくまでも給料月額（基本給）のみを基礎として算出されるものであり、毎月支払われる諸手当については除かれた給与比較指標である。

- 2 括弧書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+本県の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
 - 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。
 - 4 「指定職含む」の値は、比較している国家公務員の人員及び給料水準について、行政職俸給表（一）適用職員の他に指定職俸給表適用職員を合算し、ラスパイレス指数を算出した場合の値である。
- ※ 指定職俸給表適用職員（国における本府省の部長等以上の官職を占める職員）はラスパイレス指数の比較における国家公務員の人員及び給料水準の算定基礎には含まれない。一方で、地方公共団体については部長等を含む全ての一般行政職を算定基礎としてラスパイレス指数を算出していることから、指定職俸給表適用職員を算定基礎に含めて試算したものである。

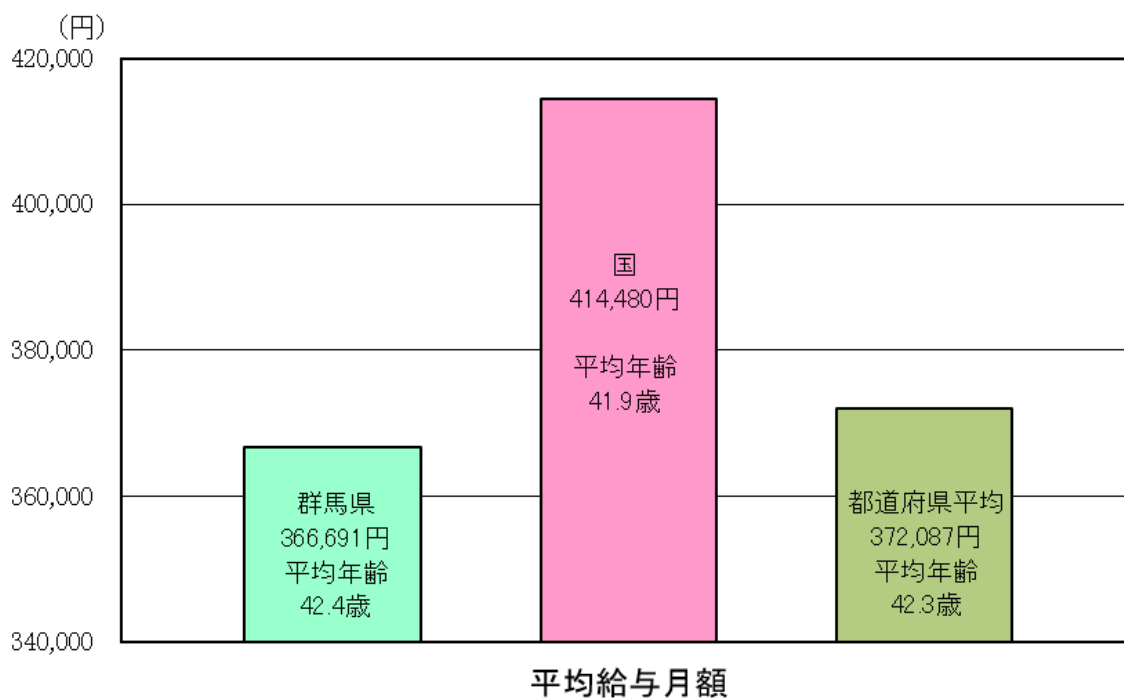
（参考）国の指定職俸給表の俸給月額（令和7年度）

1号俸の俸給月額	最高号俸の俸給月額
736,000円	1,224,000円

※令和7年4月1日の地域手当補正後のラスパイレス指数が、100を超えている理由等

地域手当について、国とは異なり経過措置を設けていないことが影響していると考えている。

②平均給与月額（一般行政職）の状況



(注) 1 「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の時間外勤務手当、特殊勤務手当等の支給額が非公表であることから、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出した平均給与月額(給料月額と諸手当の合計)である。

2 平均給与月額については、「2 職員の平均給与月額、初任給等の状況」を参照のこと。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定率)		
令和7 年度	円 387,901	円 376,650	11,251 円 (2.99%)	2.98%	2.98%	3.62%

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合(A)	公務員の 支給月数(B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定月数)		
令和7 年度	月 4.65	月 4.60	月 0.05	月 0.05	月 4.65	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
 (内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、8級から9級の隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 県内一律2.8%を支給
 (実施時期) 令和7年4月1日

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
群馬県	42.4 歳	334,300 円	411,885 円	366,691 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
都道府県平均	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
群馬県	55.9 歳	49 人	356,500 円	387,176 円	375,610 円
うち学校給食員	—	5 人	358,300 円	389,940 円	381,493 円
うち用務員	—	39 人	361,000 円	391,113 円	379,943 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
都道府県平均	53.7 歳	140 人	309,925 円	366,087 円	341,488 円

区 分	民 間			参 考 (A) / (B)
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
群馬県	—	—	—	—
うち学校給食員	調理士	45.1 歳	277,800 円	1.40
うち用務員	用務員	51.6 歳	247,600 円	1.58
国	—	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	(C) / (D)
群馬県	—	—	—
うち学校給食員	6,351,180 円	3,678,500 円	1.73
うち用務員	6,532,456 円	3,316,100 円	1.97

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（企業規模10人以上、短時間労働者を除く常用労働者について集計したもの）を使用している（令和4年度から令和6年度までの3か年平均）。

※ 民間データのうち群馬県「うち用務員」の数値は、全国計のデータである。

※ 「常用労働者」とは、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」並びに「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者」を含むものである。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致

しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額（公務員においては、令和7年4月1日現在）を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 職員数が3人以上の主な職種について記載している。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
群馬県	45.8 歳	386,900 円	440,637 円
都道府県平均	44.6 歳	378,535 円	442,107 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
群馬県	42.8 歳	371,700 円	414,924 円
都道府県平均	41.6 歳	366,616 円	424,360 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
群馬県	39.3 歳	345,100 円	462,987 円	374,400 円
国	41.7 歳	339,095 円	—	399,794 円
都道府県平均	39.4 歳	345,913 円	494,513 円	397,690 円

(注) 1 職員の平均年齢、職員数、平均給料月額、平均給与月額及び平均給与月額（国ベース）については、令和7年4月1日現在のものである。

2 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均である。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		群 馬 県	国
一般行政職	大 学 卒	224,300 円	220,000 円
	高 校 卒	192,900 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	186,900 円	—
	中 学 卒	—	—
高等学校教育職	大 学 卒	250,600 円	—
	短 大 卒	228,700 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	250,600 円	—
	短 大 卒	232,700 円	—
警 察 職	大 学 卒	265,000 円	255,200 円
	高 校 卒	235,000 円	216,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	295,658 円	370,555 円	391,779 円	403,204 円
	高校卒	262,173 円	328,767 円	360,075 円	376,571 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高等学校 教育職	大学卒	323,289 円	394,744 円	415,068 円	425,668 円
	短大卒	—	—	—	(32年)375,614 円
小・中学校 教育職	大学卒	324,789 円	386,531 円	405,286 円	416,667 円
	短大卒	—	377,114 円	—	(31年)406,950 円
警察職	大学卒	302,408 円	383,195 円	411,858 円	429,322 円
	高校卒	289,383 円	352,063 円	399,850 円	412,867 円

(注) 該当職員が5人以下の区分については、記載なし（近似の経験年数も同様）。

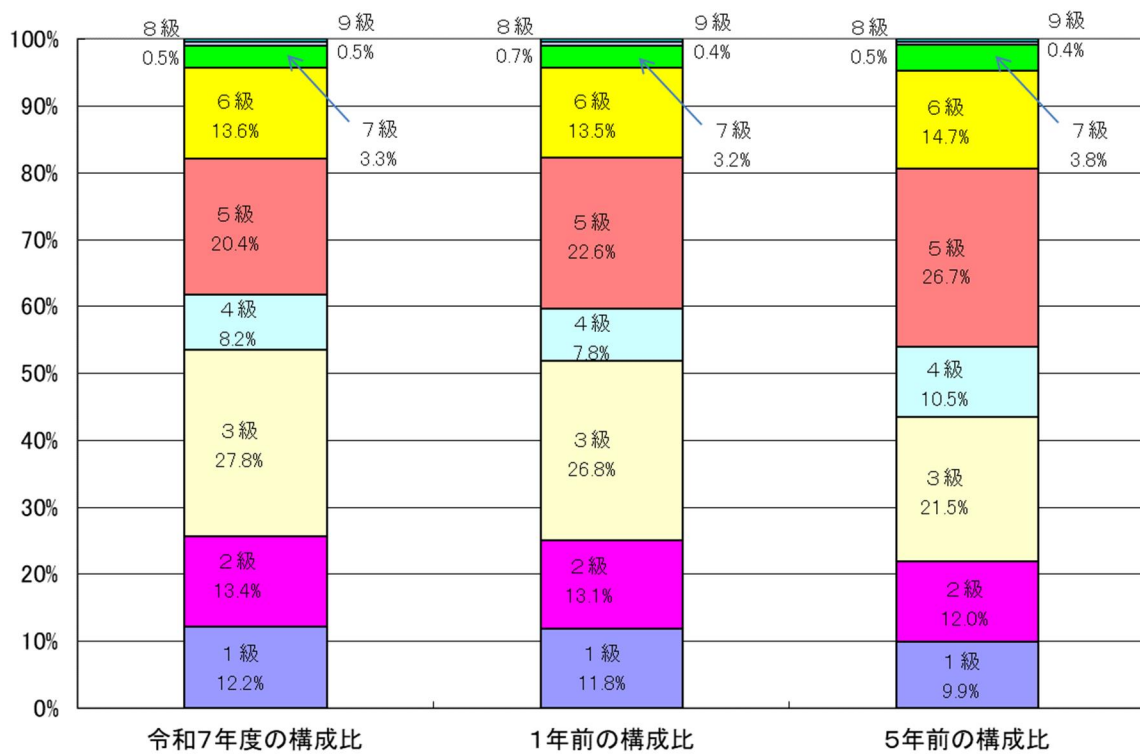
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

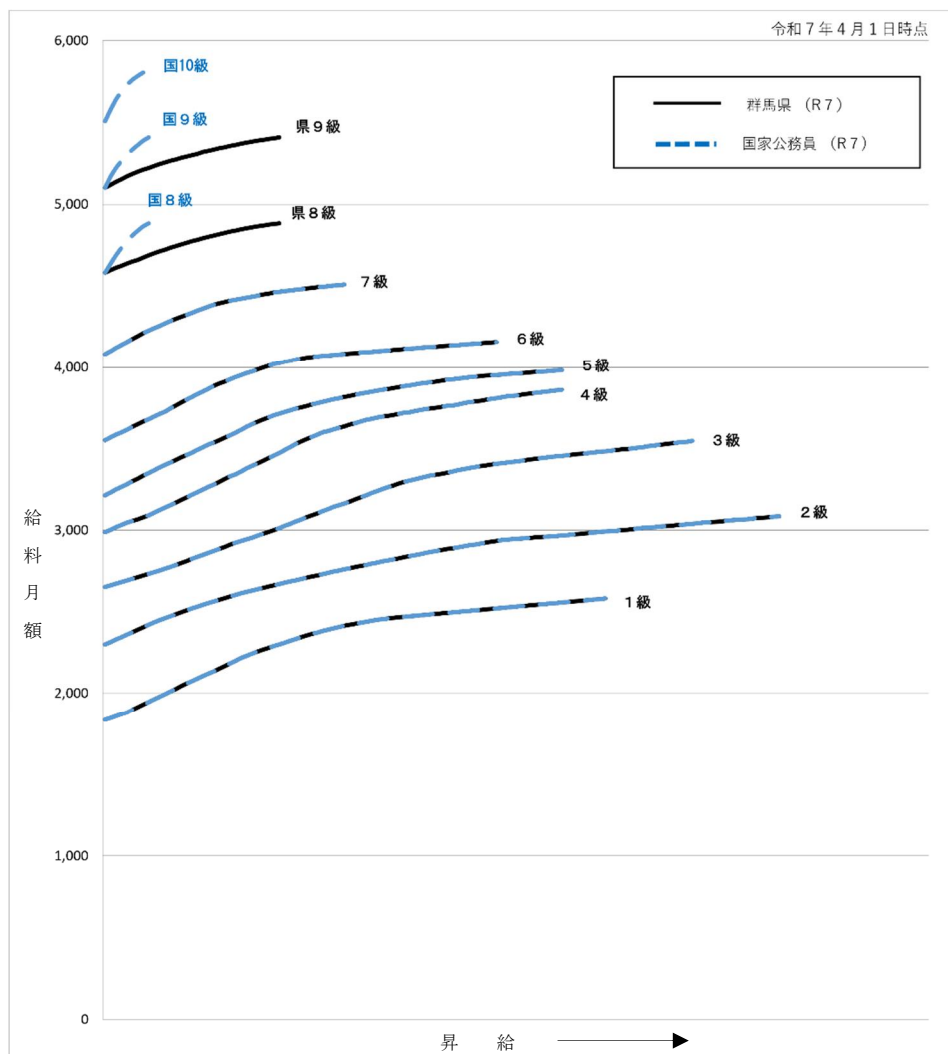
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	557 人	12.2 %	183,500 円	258,100 円
2 級	主事、技師	612 人	13.4 %	230,000 円	308,500 円
3 級	主任、副主幹	1,268 人	27.8 %	265,300 円	354,700 円
4 級	主幹、係長	373 人	8.2 %	298,800 円	386,100 円
5 級	補佐	930 人	20.4 %	321,300 円	398,200 円
6 級	次長	618 人	13.6 %	355,200 円	415,700 円
7 級	課長	149 人	3.3 %	408,300 円	450,900 円
8 級	局長	25 人	0.5 %	458,300 円	488,500 円
9 級	部長	22 人	0.5 %	510,200 円	540,900 円

(注) 1 群馬県職員の給与に関する条例（昭和26年群馬県条例第55号）に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分	—	—	—	—
標準、下位の区分	—	—	—	—
標準の区分のみ（一律）	—	—	—	—
ロ 人事評価を活用していない	—		—	
活用予定時期	—		—	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

群 馬 県	国
一人当たり平均支給額（令和6年度） 1,763 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理監督者加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理監督者加算 10～25%

(注) 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管 理 職 員		一 般 職 員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率	—	—	—	—
標準、下位の成績率	—	—	—	—
標準の成績率のみ（一律）	—		—	
ロ 人事評価を活用していない	—		—	
活用予定時期	—		—	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

群 馬 県	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分
調整率 83.7/100	調整率 83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）
一人当たり平均支給額 2,375 千円 16,054 千円	—

(注) 1 退職手当の一人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		2,645,349 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		111,369 円	
支給対象地域	支給割合	支給割合（国の制度）	支給対象職員数
東京都特別区	20 %	20 %	24 人 (30 人)
大阪府大阪市	16 %	16 %	2 人 (2 人)
埼玉県さいたま市等	14 %	14 %	1 人 (6 人)
上記以外の県外市町村	—	—	9 人 (11 人)
群馬県高崎市	2.8 %	5 %	385 人 (3,724 人)
群馬県前橋市、太田市	2.8 %	3 %	2,955 人 (9,447 人)
群馬県渋川市	2.8 %	2 %	135 人 (983 人)
上記以外の県内市町村	2.8 %	0 %	1,156 人 (9,595 人)
医師・歯科医師	16 %	16 %	(24 人)
平均支給割合	2.8 %	2.4 % (2.1 %)	—
平均支給割合が国の制度による平均支給割合を上回る場合、その理由	本県の支給割合については、国とは異なり経過措置を設けていないため。なお、経過措置終了後の国の平均支給割合は上回らない見通しである。		

- (注) 1 「支給対象職員数」のうち、上段は一般行政職の職員数、下段括弧書内は全職種の職員数である。
- 2 「支給割合」の欄の平均支給割合は、支給対象職員に対し本県の支給割合で支給した場合の加重平均の支給割合である。また、「支給割合（国の制度）」の欄の平均支給割合は、支給対象職員（上段、下段の別はそれぞれ平均支給割合の別に同じ）に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,120,372 千円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		130,915 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		36.0 %
手当の種類（手当数）		50
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	①県税の賦課徴収に従事する行政県税事務所等職員 (②を除く。)	(月額) 12,300 円～18,000 円

	②県税の賦課徴収に従事する行政県税事務所等職員 (管理職員)	(日額) 410 円～480 円
	③県税の賦課徴収に従事する行政県税事務所等以外の職員	(日額) 860 円
教育指導手当	①実技による教育訓練の指導に従事する消防学校職員	(日額) 280 円又は 380 円
	②職業訓練の指導に従事する産業技術専門校の職業訓練指導員	(月額) 給料月額の 4%又は 10%
	③農林業技術に関する教育又は研修に従事する農林大学校の普及指導員等	(上限 30,000 円)
社会福祉業務手当	福祉に関する業務に従事する保健福祉事務所等職員	(日額) 220 円～430 円
防疫等作業手当	感染症又は家畜伝染病に係る防疫作業等に従事する職員	(日額) 290 円～760 円
精神保健業務手当	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく立会い等の業務に従事する職員	(日額) 600 円
夜間看護等手当	深夜に行う看護、介護等業務に従事するしろがね学園職員	(勤務 1 回) 2,400 円～3,700 円
犬等取扱作業手当	犬等の捕獲・処理等の業務に従事する職員	(日額) 400 円
環境衛生検査等業務手当	し尿処理施設等の立入検査等の業務に従事する職員	(日額) 250 円又は 650 円
種雄豚等取扱手当	種雄豚の自然交配等に係る業務に従事する畜産試験場又は浅間家畜育成牧場職員	(日額) 230 円又は 270 円
獣医師業務手当	①家畜に関する試験研究等業務に従事する畜産試験場又は浅間家畜育成牧場の獣医師	(月額) 11,000 円又は 12,000 円
	②BSE 検査のための検体採材業務に従事する職員	(日額) 1,350 円又は 760 円
繭糸技術業務手当	繭糸に関する煮繭等の業務に従事する職員	(日額) 150 円又は 200 円
特殊自動車運転業務手当	特殊自動車を運転する業務に従事する職員	(日額) 280 円又は 420 円
爆発物等取扱手当	火薬類の製造施設等の保安検査等に従事する職員	(日額) 230 円又は 290 円
用地取得等交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する職員	(日額) 650 円又は 700 円
特殊現場業務手当	高所、深所等での検査、監視等業務に従事する職員	(日額) 200 円～600 円
航空業務手当	航空機の搭乗に関する業務に従事する職員	(1 時間) 1,900 円
夜間特殊業務手	深夜に行われる業務に従事する交替制勤務職員	(勤務 1 回)

当		730 円又は 1,100 円
兼務手当	正規の勤務時間外において昼間又は夜間の課程の職員が別の課程の授業に従事する場合	(授業 1 時間) 1,730 円又は 1,860 円
産業教育実習手当	正規の勤務時間外において産業教育実習に関する特殊業務に従事する職員	(勤務 1 回) 2,450 円又は 4,900 円
通信教育手当	正規の勤務時間外において通信教育の添削又は面接指導業務に従事する職員	(レポート 1 枚) 186 円 (授業 1 時間) 1,860 円
入学者選抜手当	正規の勤務時間外において入学選抜に関する業務に従事する職員	(1 時間) 600 円
夜間課程本務手当	夜間課程を本務とする職員 (教育職員を除く。)	(月額) 250 円
非常災害時等緊急業務手当	週休日等において学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事する職員	(月額) 7,500 円～16,000 円
修学旅行等指導業務手当	泊を伴う修学旅行等で児童生徒を引率して行う指導業務に従事する職員	(月額) 5,100 円
対外運動競技等指導業務手当	泊を伴うもの又は週休日等における運動競技等で児童生徒を引率して行う指導業務に従事する職員	(月額) 5,100 円
部活動指導業務手当	週休日等の部活動指導業務に従事する職員	(月額) 2,700 円
有害物取扱手当	毒物等を取り扱う農業学科の実習業務に従事する職員	(月額) 230 円
教育業務連絡指導手当	主任等として教務等に関する業務についての連絡調整・指導助言に当たる職務の者が担当業務に従事した場合	(月額) 200 円
多学年学級担当手当	小・中学校の 2 以上の学年をもって編成した学級を担当する職員が授業・指導業務に従事する場合	(月額) 290 円 (2 学年) 350 円 (3 学年)
他校兼務手当	本務として勤務する学校以外の学校に勤務する職員	(月額) 500 円
夜間学級担当手当	夜間に授業を行う学級を置く中学校に勤務する校長及び教育職員が本務として夜間学級に係る業務に従事する場合	(月額) 給料月額＋教職調整額の 7 % 又は 9 %
刑事作業手当	私服で犯罪の捜査、被疑者の逮捕等の業務に従事する職員	(月額) 520 円
鑑識作業手当	鑑識、鑑定、凶化等の業務に従事する職員	(月額) 300 円又は 520 円
交通取締用自動車等運転手当	交通取締用の自動車等の運転業務に従事する職員	(月額) 390 円又は 520 円
看守作業手当	留置人の看守業務又は被疑者の護送の作業に従事する職員	(月額) 200 円又は 340 円
爆発物取扱等作業手当	①火薬類の製造施設等の立入検査等に従事する職員	(月額) 290 円
	②特殊危険物質等に対して行う鑑識等の作業に従事	(月額) 4,600 円

	する職員	
	③特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業に従事する職員	(日額) 250 円
	④特殊危険物質の製造過程を解明するための実験に従事する職員	(日額) 460 円
死体処理手当	死体の取扱等作業に従事する職員	(死体 1 体) 1,600 円又は 3,200 円
交通捜査等作業手当	交通事故、交通違反等の捜査業務等に従事する職員	(日額) 310 円～570 円
警ら手当	警ら作業に従事する職員	(日額) 300 円
夜間特殊業務手当	深夜に行われる業務に従事する交替制勤務職員	(勤務 1 回) 730 円又は 1,100 円
青少年補導手当	青少年の非行防止のための街頭補導業務に従事する職員	(日額) 280 円
爆弾処理手当	爆発物の識別、運搬、解体等の処理業務に従事する職員	(処理 1 件) 4,600 円
遭難救助手当	①山岳遭難者の捜索救助の業務又は重大な災害における災害警備、遭難救助等の業務に従事する職員	(日額) 500 円～4,600 円
	②東日本大震災、特定大規模災害に係る作業に従事する職員	(日額) 660 円～40,000 円
緊急呼出業務手当	突発的の事件等の処理業務のため正規の勤務時間外に緊急呼出しにより勤務を命じられ、当該業務に従事する職員	(勤務 1 回) 1,240 円
潜水作業手当	潜水器具を着用して潜水業務に従事する職員	(日額) 500 円
航空作業手当	①航空機の整備作業を行う業務に従事する職員	(日額) 1,050 円
	②航空機の操縦作業、搭乗して行う捜索等の業務に従事する職員	(1 時間) 1,900 円～6,630 円
	③飛行中の航空機からの降下作業業務に従事する職員	(日額) 500 円又は 870 円
核物質輸送警備手当	核物質輸送車両を先導し、又は追従する警備業務に従事する職員	(日額) 640 円
身辺警護等作業手当	皇族の側近警備等業務に従事する職員	(日額) 640 円又は 1,150 円
銃器等犯罪捜査従事手当	防弾装備を着装し、武器を携行して行う犯人逮捕等の業務に従事する職員	(日額) 260 円～1,640 円
犯罪被害者等支援作業手当	カウンセリングの作業に従事する警務部広報課に勤務する公認心理士又は臨床心理士の資格を有する職員	(日額) 350 円又は 520 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	3,598,486 千円
職員一人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	413 千円
支給実績（令和5年度決算）	3,415,506 千円
職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	390 千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		54,999千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		33,846円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
1級地 嬭恋村、草津町、片品村、みなかみ町（旧水上町）、長野原町	世帯主である職員 （支給地域内に居住）	
	扶養親族のある職員	19,800円
	その他の世帯主である職員	11,400円
	その他の職員	8,200円
2級地 沼田市（旧池田村、旧白沢村、旧利根村）、川場村、みなかみ町（旧新治村）	世帯主である職員 （支給地域内に居住）	
	扶養親族のある職員	13,200円
	その他の世帯主である職員	7,600円
	その他の職員	5,460円
3級地 沼田市（2級地以外）、高山村、みなかみ町（旧月夜野町）、上野村、南牧村、支給地以外に所在する指定公署	世帯主である職員 （支給地域内に居住）	
	扶養親族のある職員	9,900円
	その他の世帯主である職員	5,700円
	その他の職員	4,100円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由	<ul style="list-style-type: none"> ・国では、本県の1～3級地が4級地となり、手当額は19,800円、11,400円、8,200円のいずれかを支給 ・国は、支給地域内への居住を支給要件としていない ・支給地域が一部異なる 	

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員一人当たり平均支給年額（令和6年度決算）

扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1 配偶者 3,000 円 2 子 11,500 円 3 その他の扶養親族 3,500～6,500 円 4 特定年齢にある子 一人 5,000 円加算 ※「1 及び 3」は、行政職給料表 9 級 適用者等に対して支給しない。	同じ	—	千円 2,187,331	円 252,871
住居手当	自ら居住するための住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ・家賃の額に応じて支給 (上限 28,000 円) ※家賃 16,000 円を超える場合に限る。	同じ	—	千円 1,251,367	円 291,626
通勤手当	通勤に要する費用を直接負担している職員に支給 1 交通機関を利用する場合 運賃等相当額を全額支給 2 交通用具を利用する場合 使用距離に応じて支給 (例) 自動車通勤した場合 ・10km …… 6,780 円 ・15km …… 10,010 円 ・20km …… 13,230 円	異なる	国は、 150,000 円 を限度に全 額支給 国は、使用 距離に 2,000 円～ 31,600 円	千円 2,290,527	円 103,799
単身赴任 手当	異動等に伴って住居を移転し、やむを得ず 配偶者と別居し単身で生活することが常況 となった職員に支給 1 基礎額 30,000 円 2 加算額 8,000 円～70,000 円 ※交通距離に応じて加算	同じ	—	千円 29,264	円 487,733
管理職手 当	管理又は監督の地位にある職員のうち、人 事委員会の指定する職に在職する職員に支 給 ・給料表別・職務の級別・管理職手当の 区分別に定められた定額 42,100 円～128,900 円	一部異なる	国は、 46,300 円～ 139,300 円	千円 1,397,346	円 698,324
初任給調 整手当	採用による欠員の補充が困難と認められる 職員に支給 1 医療職給料表(一)の適用を受ける	同じ	—	千円 65,115	円 834,808

	医師及び歯科医師 採用からの経験年数に応じ 67,000円～310,000円 2 行政職給料表、研究職給料表又は 医療職給料表（二）の適用を受ける 獣医師 採用からの経験年数に応じ 1,000円～30,000円				
特 地 勤 務 手 当	生活に著しく不便な地に所在する公署に勤 務する職員に支給 ・（給料月額＋扶養手当月額） ×支給割合（4～8％）	同じ	—	千円 7,599	円 115,136
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特設公署等に異動した職員等のうち異動に 伴って住居を移転した者に異動から3～6 年間支給 ・（異動時等の給料月額＋扶養手当月額） ×支給割合（2～5％）			千円 3,268	円 125,700
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜（午後10時か ら翌午前5時まで）に勤務した職員に支給 ・勤務1時間当たり給与額×25％ ×勤務時間数	同じ	—	千円 213,205	円 163,626
休 日 勤 務 手 当	休日及び年末年始の休日に正規の勤務時間 中に勤務した職員に支給 ・勤務1時間当たり給与額 ×135～150％×勤務時間数	同じ	—	千円 718,762	円 501,579
宿 日 直 手 当	宿日直を命じられた職員が勤務した場合に 支給 1 一般の宿日直勤務 5,500円 2 特殊業務の宿日直 (1) 教育機関施設等の生活指導 6,100円 (2) 警察の当直勤務 7,200円 (3) 医師・歯科医師の当直勤務 21,000円	一部異な る		千円 648,234	円 354,226
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職手当の支給される職員が臨時又は緊 急その他公務運営の必要により週休日等に 勤務した場合に支給 ・週休日等	一部異な る	・国は、 6,000円～ 12,000円	千円 19,960	円 7,078

	勤務1回につき2,600円～18,000円 ・平日深夜 勤務1回につき1,300円～6,000円				
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に従事する職員に支給 ・給料の月額×7%			千円 32,456	円 306,189
災害派遣手当	他の地方公共団体等から災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に支給 ・宿泊施設、滞在期間に応じて 3,970円～6,620円			千円 —	円 —
武力攻撃災害等派遣手当	他の地方公共団体等から国民保護の措置を実施するため派遣された職員に支給 ・宿泊施設、滞在期間に応じて 3,970円～6,620円			千円 —	円 —
任期付研究員業績手当	特に顕著な研究業績をあげた任期付研究員に支給 ・給料月額に相当する額			千円 —	円 —
へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に支給 ・(給料の月額+扶養手当月額) ×支給割合(4～12%)			千円 39,879	円 196,448
へき地手当に準ずる手当	へき地学校等に異動した職員のうち異動に伴って住居を移転したものに異動から3～6年間支給 ・(給料の月額+扶養手当月額) ×支給割合(2～4%)			千円 3,017	円 125,700
定時制通信教育手当	定時制課程又は通信教育を行う高等学校の教職員に支給 ・給料の月額×支給割合(6～9%、管理職4～7%)			千円 82,728	円 318,185
産業教育手当	農業、水産及び工業に関する課程を置く高等学校で実習を伴う科目を担当する教職員に支給 ・給料の月額×9% (定時制通信教育手当受給者5%)			千円 164,445	円 375,445
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校に勤務する教職員に支給 ・職務の級及び号給別に定められた額 (8,100円を限度)			千円 894,553	円 63,313

5 会計年度任用職員の給与の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額 等	令和6年度決算額
給料	・常勤職員と同一の給料表（行政職給料表、医療職給料表（二）、医療職給料表（三）、福祉職給料表、栄養職給料表、事務職給料表）の1級を適用し、職務の困難度や責任の程度等に応じて号給を決定	千円 80,987
期末手当	（令和6年度支給割合）2.45 月分 （令和7年度支給割合）2.50 月分	千円 15,903
勤勉手当	（令和6年度支給割合）2.05 月分 （令和7年度支給割合）2.10 月分	千円 13,161
その他手当	・地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、退職手当について、常勤職員に準じて支給	千円 8,988

（注） 「給与の状況」は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員（一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用職員）の状況である。

6 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額 等
給料	知 事 1,310,000 円 副 知 事 1,060,000 円
報酬	議 長 980,000 円 副 議 長 920,000 円 議 員 830,000 円
期末手当	知 事 (令和6年度支給割合) 副 知 事 3.45 月分 議 長 (令和6年度支給割合) 副 議 長 3.45 月分 議 員
退職手当	知 事 (算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 副 知 事 給料月額×57/100×在職月数 35,842 千円 任期毎 給料月額×43/100×在職月数 21,878 千円 任期毎

（注） 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

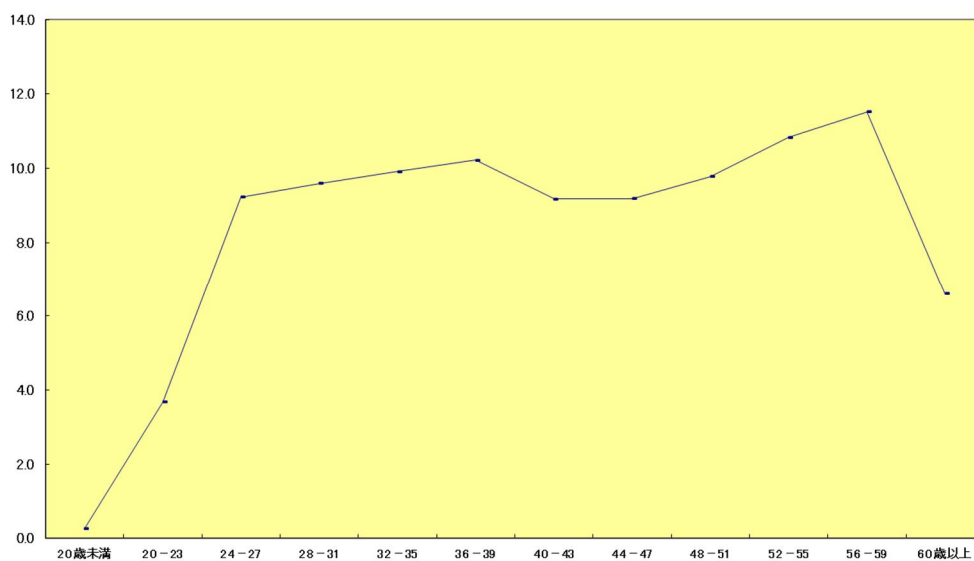
部 門		区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	35	36	1	育児休業等代替
		総務企	734	734	0	
		税務	285	271	▲14	育児休業等代替
		民生	485	494	9	業務、育児休業等代替
		衛生	585	593	8	業務、育児休業等代替
		労働	86	87	1	業務
		農林水産	948	940	▲8	業務効率化、育児休業等代替
		商工	212	205	▲7	業務、育児休業等代替
		土木	697	693	▲4	業務効率化、育児休業等代替
		計	4,067	4,053	▲14	(参考：人口10万人当たり職員数212.4人)
	教育部門	16,009	15,829	▲180	学級数減（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）	
	警察部門	3,898	3,877	▲21	組織再編	
	小 計	23,974	23,759	▲215	(参考：人口10万人当たり職員数1,245.25人)	
公 営 企 業 会 計 部 門 等	病 院 水 道 下 水 道 其 他	病院	1,272	1,280	8	組織再編、業務
		水道	49	48	▲1	欠員
		下水道	46	45	▲1	組織再編
		その他	239	242	3	業務
	小 計	1,606	1,615	9		
合 計		25,580	25,374	▲206	(参考：人口10万人当たり職員数1,329.89人)	
		[26,152]	[26,085]	[▲67]		

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）

構成比



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	67人	934人	2,341人	2,435人	2,515人	2,594人	2,327人	2,330人	2,482人	2,750人	2,924人	1,675人	25,374人

(3) 職員数の推移

部門 \ 区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,886	3,945	3,967	3,989	4,067	4,053	167人(4.3%)
教育	14,730	16,373	16,127	16,142	16,009	15,829	1,099人(7.5%)
警察	3,919	3,922	3,922	3,906	3,898	3,877	▲42人(▲1.1%)
普通会計計	22,535	24,240	24,016	24,037	23,974	23,759	1,224人(5.4%)
公営企業等会計計	1,592	1,566	1,572	1,584	1,606	1,615	23人(1.4%)
総合計	24,127	25,806	25,588	25,621	25,580	25,374	1,247人(5.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(4) 会計年度任用職員数

部 門 \ 区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
普通会計	36	40	49	37	41	38
公営企業等会計	141	137	138	137	145	136
総合計	17	177	187	174	186	182

(注) 1 「職員数」は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員（一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用職員）数である。

2 令和7年4月1日時点の普通会計の内訳は、一般行政「24人」、教育「0人」、警察「14人」である。

3 令和7年4月1日時点の公営企業等会計の内訳は、企業局事業「0人」、病院事業「136人」である。

8 公営企業職員の状況

(1) 企業局事業

①職員給与費の状況

決算

区 分	総 費 用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占め る職員給与費 比率(B)/(A)	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	7,500,657	4,796,680	1,110,921	14.8	20.9
工業用水道事業	1,025,752	191,810	183,564	17.9	13.0
水道事業	3,645,815	716,721	329,087	9.0	11.2
団地造成事業	2,448,743	580,740	202,097	8.3	2.2
施設管理事業	592,588	99,742	56,953	9.6	13.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 244,819千円を含まない。

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B)/(A)	(参考) 都道府県平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和6年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
電気事業	160	687,592	142,984	280,345	1,110,921	6,943	6,972
工業用水道事業	29	115,876	19,362	48,326	183,564	6,330	6,610
水道事業	54	204,303	39,115	85,669	329,087	6,094	7,100
団地造成事業	32	126,595	21,142	54,360	202,097	6,316	6,688
施設管理事業	9	35,803	6,564	14,586	56,953	6,328	6,622

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の数値である。

3 都道府県平均一人当たり給与費は、令和6年度地方公営企業決算状況調査による。

4 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年
前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業			
群馬県	43.1 歳	358,469 円	547,811 円
都道府県平均	46.1 歳	367,766 円	579,434 円
工業用水道事業			
群馬県	43.9 歳	359,378 円	529,903 円
都道府県平均	45.1 歳	352,214 円	549,834 円
水道事業			
群馬県	45.3 歳	343,783 円	520,475 円
都道府県平均	44.3 歳	368,401 円	590,688 円
団地造成事業			
群馬県	45.2 歳	351,417 円	525,839 円
道府県平均	45.7 歳	356,716 円	556,084 円
施設管理事業			
群馬県	44.5 歳	380,199 円	573,787 円
都道府県平均	47.2 歳	355,881 円	551,872 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 都道府県平均は、令和6年度地方公営企業決算状況調査による。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

群馬県		都道府県平均	
一人当たり平均支給額（令和6年度）		一人当たり平均支給額（令和6年度）	
	千円		千円
電気事業	1,749	電気事業	1,725
工業用水道事業	1,666	工業用水道事業	1,625
水道事業	1,586	水道事業	1,753
団地造成事業	1,698	団地造成事業	1,687
施設管理事業	1,621	施設管理事業	1,391
(令和6年度支給割合)		/	
期末手当	勤勉手当		
2.50 月分 (1.40)	2.10 月分 (1.00)		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算		5～20%	

管理監督者加算	20%
---------	-----

(注) 括弧書きは、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

群馬県			都道府県平均	
一人当たり平均支給額（令和6年度）			一人当たり平均支給額（令和6年度）	
	自己都合 千円	勸奨・定年 千円		
電気事業		18,184	電気事業	8,006
工業用水道事業		23,251	工業用水道事業	5,213
水道事業		0	水道事業	13,757
団地造成事業		22,107	団地造成事業	5,323
施設管理事業		0	施設管理事業	729
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	/	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			

(注) 1 退職手当の一人当たり平均支給額（本県）は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）				千円
電気事業				17,920
工業用水道事業				3,046
水道事業				5,390
団地造成事業				3,355
施設管理事業				945
支給職員一人当たり平均支給年額（令和6年度決算）				円
電気事業				110,613
工業用水道事業				105,026
水道事業				99,813
団地造成事業				104,829
施設管理事業				104,959
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）	
東京都特別区	20 %	1 人	20 %	
大阪府大阪市	16 %	0 人	16 %	

上記以外の県外市町村	5 %	1 人	5 %
県内全市町村	2.8 %	270 人	2.8 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		千円
	電気事業	4,562
	工業用水道事業	684
	水道事業	1,346
	団地造成事業	4
	施設管理事業	1
支給職員一人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		円
	電気事業	39,329
	工業用水道事業	29,703
	水道事業	9,200
	団地造成事業	723
	施設管理事業	380
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		%
	電気事業	71.6
	工業用水道事業	72.4
	水道事業	77.8
	団地造成事業	25.0
	施設管理事業	22.2
手当の種類（手当数）		6
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
・電気事業		
発電施設管理業務手当	発電施設等の巡視及び点検作業等に従事する発電事務所又は管理総合事務所職員	（日額）230円又は460円
夜間特殊業務手当	深夜に行われる業務に従事する発電事務所又は管理総合事務所職員	（勤務1回） 1,100円又は730円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する発電事務所又は管理総合事務所職員	（日額）250円～1,150円
用地交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する発電事務所職員	（日額）430円～900円
・工業用水道事業		
水道施設管理業務手当	工業用水道施設等の巡視及び点検作業等に従事する工業用水道事務所職員	（日額）460円
夜間特殊業務手当	深夜に行われる業務に従事する工業用水道事務所職員	（勤務1回） 1,100円又は730円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する工業用水道事務所職員	（日額）250円～1,150円
・水道事業		

水道施設管理業務手当	水道施設等の巡視及び点検作業等に従事する水道事務所又は水質検査センター職員	(月額) 460 円
夜間特殊業務手当	深夜に行われる業務に従事する水道事務所職員	(勤務1回) 1,100 円又は 730 円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する水道事務所職員	(月額) 250 円～1,150 円
有害物取扱業務手当	有害物を扱う試験、研究、分析等に従事する水質検査センター職員	(月額) 230 円
用地交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する水道事務所職員	(月額) 430 円～900 円
・ 団地造成事業		
用地交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する職員	(月額) 430 円～900 円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する職員	(月額) 250 円～1,150 円
・ 施設管理事業		
用地交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する職員	(月額) 430 円～900 円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する職員	(月額) 250 円～1,150 円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	千円
電気事業	36,301
工業用水道事業	2,816
水道事業	11,079
団地造成事業	5,036
施設管理事業	795
職員一人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	千円
電気事業	225
工業用水道事業	98
水道事業	206
団地造成事業	158
施設管理事業	89
支給実績 (令和5年度決算)	千円
電気事業	38,937
工業用水道事業	3,182
水道事業	8,147
団地造成事業	6,117
施設管理事業	1,102
職員一人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	千円
電気事業	243
工業用水道事業	113
水道事業	148
団地造成事業	191

施設管理事業	137
--------	-----

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員一人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1 配偶者 3,000 円 2 子 11,500 円 3 その他の扶養親族 3,500~6,500 円 4 特定年齢にある子 一人 5,000 円加算 ※「1 及び 3」は、行政職給料表 9 級適用者等に対して支給しない。	同じ	—	千円 電気事業 16,447 工業用水道事業 3,126 水道事業 5,196 団地造成事業 3,439 施設管理事業 516	円 225,301 240,452 247,429 214,906 172,000
住居手当	自ら居住するための住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ・家賃の額に応じて支給 (上限 28,000 円) ※家賃 16,000 円を超える場合に限る。	同じ	—	千円 電気事業 10,500 工業用水道事業 1,735 水道事業 2,452 団地造成事業 2,276 施設管理事業 744	円 262,491 247,838 306,475 284,418 248,000
通勤手当	通勤に要する費用を直接負担している職員に支給 1 交通機関を利用する場合 運賃等相当額を全額支給 2 交通用具を利用する場合 使用距離に応じて支給 (例) 自動車通勤した場合	同じ	—	千円 電気事業 26,628 工業用水道事業 5,119 水道事業 6,644	円 164,369 176,504 123,025

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10km …… 6,780 円 ・ 15km …… 10,010 円 ・ 20km …… 13,230 円 			団地造成事業 3,080 施設管理事業 635	96,239 79,318
単身赴任 手当	異動等に伴って住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居し単身で生活することが常況となった職員に支給 1 基礎額 30,000 円 2 加算額 8,000 円～70,000 円 ※交通距離に応じて加算	同じ	—	千円 電気事業 0 工業用水道事業 0 水道事業 0 団地造成事業 0 施設管理事業 0	円 0 0 0 0 0
管理職手 当	管理又は監督の地位にある職員のうち、企業管理者の指定する職に在職する職員に支給 ・ 給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別に定められた定額 42,100 円～128,900 円	同じ	—	千円 電気事業 19,135 工業用水道事業 2,835 水道事業 5,930 団地造成事業 3,953 施設管理事業 1,468	円 797,288 708,650 741,200 790,560 733,800
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌午前5時まで）に勤務した職員に支給 ・ 勤務1時間当たり給与額×25% ×勤務時間数	同じ	—	千円 電気事業 3,464 工業用水道事業 0 水道事業 0 団地造成事業 0 施設管理事業 0	円 98,961 0 0 0
宿日直手 当	宿日直を命じられた職員が勤務した場合に支給	同じ	—	千円 電気事業	円

	・特殊業務の宿日直勤務 6,100 円			226	37,617
				工業用水道事業 0	0
				水道事業 0	0
				団地造成事業 0	0
				施設管理事業 0	0
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給される職員が臨時又は緊急その他公務運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ・週休日等 勤務 1 回につき 2,600 円～18,000 円 ・平日深夜 勤務 1 回につき 1,300 円～6,000 円	同じ	—	千円	円
				電気事業 60	9,967
				工業用水道事業 3	2,600
				水道事業 12	5,900
				団地造成事業 0	0
				施設管理事業 0	0
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に支給 1 世帯主である職員（支給地域内に居住） (1) 扶養親族のある職員 1 級地 19,800 円 2 級地 13,200 円 3 級地 9,900 円 (2) その他の世帯主である職員 1 級地 11,400 円 2 級地 7,600 円 3 級地 5,700 円 2 その他の職員 1 級地 8,200 円 2 級地 5,460 円 3 級地 4,100 円	同じ	—	千円	円
				電気事業 975	20,897
				工業用水道事業 0	0
				水道事業 0	0
				団地造成事業 0	0
				施設管理事業 0	0
特地勤務 手当	生活に著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 ・（給料月額＋扶養手当月額）×支給割合（4～8％）	同じ	—	千円	円
				電気事業 670	111,613
				工業用水道事業	

				水道事業	0	0
				団地造成事業	0	0
				施設管理事業	0	0
					0	0
特勤手当に準ずる手当	特勤公署等に異動した職員等のうち異動に伴って住居を移転した者に異動から3～6年間支給 ・（異動時等の給料月額＋扶養手当月額）×支給割合（2～5%）	同じ	—	千円		円
				電気事業	161	160,560
				工業用水道事業	0	0
				水道事業	0	0
				団地造成事業	0	0
				施設管理事業	0	0

④会計年度任用職員の給与の状況（令和7年4月1日現在）

区分	給料月額等	令和6年度決算額
給料	・常勤職員と同一の給料表（行政職給料表、医療職給料表（二）、医療職給料表（三）、福祉職給料表、栄養職給料表、事務職給料表）の1級を適用し、職務の困難度や責任の程度等に応じて号給を決定	千円 0
期末手当	（令和6年度支給割合）2.45 月分 （令和7年度支給割合）2.50 月分	千円 0
勤勉手当	（令和6年度支給割合）2.05 月分 （令和7年度支給割合）2.10 月分	千円 0
その他手当	・地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、退職手当について、常勤職員に準じて支給	千円 0

（注） 「給与の状況」は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員（一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用職員）の状況である。

(2) 病院事業

①職員給与費の状況

決算

区 分	総 費 用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費 比率 (B)/(A)	(参考)令和5年度 の総費用に占める 職員給与費比率
令和6年度	千円 33,264,750	千円 ▲1,872,810	千円 14,647,440	% 44.0	% 42.9

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B)/(A)	(参考)都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和6年度	人 1,263	千円 5,647,143	千円 1,994,283	千円 2,067,751	千円 9,709,177	千円 7,687	千円 8,002

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 都道府県平均一人当たりの給与費は、令和6年度地方公営企業決算状況調査による。
 4 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
群馬県	42.1 歳	357,669 円	631,379 円
うち医師	47.0 歳	601,152 円	1,424,780 円
うち看護師	40.5 歳	314,640 円	518,636 円
うち事務職員	42.1 歳	372,319 円	557,726 円
都道府県平均	42.5 歳	356,347 円	656,170 円
うち医師	42.2 歳	581,154 円	1,481,949 円
うち看護師	41.0 歳	320,672 円	534,224 円
うち事務職員	45.7 歳	335,022 円	548,970 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 都道府県平均は、令和6年度地方公営企業決算状況調査による。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

群馬県	都道府県平均
一人当たり平均支給額（令和6年度） 1,637 千円	一人当たり平均支給額（令和6年度） 1,659 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

役職加算	5～20%
管理監督者加算	15～25%

(注) 括弧書きは、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

群馬県			都道府県平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	/
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			一人当たり平均支給額（令和6年度）
一人当たり平均支給額			
1,160 千円		15,599 千円	5,907 千円

(注) 1 退職手当の一人当たり平均支給額（本県）は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			267,438 千円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			216,724 円
支給対象地域・者	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
医師・歯科医師	16 %	150 人	16 %
上記以外の者 （県内全域）	2.8 %	1,084 人	2.8 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給総額（令和6年度決算）		475,944 千円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		569,311 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		66.2 %
手当の種類（手当数）		5
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師緊急業務等手当	病院に勤務する 医師、歯科医師	休日等に行う緊急手術等 (1件) 1,000円～30,000円
夜間看護等手当	看護師、助産師	深夜に行われる看護業務 (勤務1回) 2,400円～7,000円
	医師、看護師等	救急患者に対処するための 自宅等での待機 (1回) 1,580円
	医師、看護師等	救急患者に対処するため 呼び出され勤務したとき (1回) 1,240円
	看護師等	医療観察法の規定による (1回) 8,600円

		外泊随行業務	
夜間特殊業務手当	診療放射線技師、臨床検査技師	深夜に行われる検査等	(勤務1回) 730円
死体解剖補助作業手当	臨床検査技師	死体解剖補助	(1体) 2,700円
救急医療業務手当	心臓血管センターに勤務する看護職員	看護業務	(月額) 10,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	558,280千円
職員一人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	461千円
支給実績(令和5年度決算)	510,902千円
職員一人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	429千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1 配偶者 3,000円 2 子 11,500円 3 その他の扶養親族 3,500~6,500円 4 特定年齢にある子 一人5,000円加算 ※「1及び3」は、行政職給料表9級適用者等に対して支給しない。	同じ	—	千円 118,113	円 267,224
住居手当	自ら居住するための住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ・家賃の額に応じて支給 (上限28,000円) ※家賃16,000円を超える場合に限る。	同じ	—	千円 980,090	円 320,557
通勤手当	通勤に要する費用を直接負担している職員に支給 1 交通機関を利用する場合 運賃等相当額を全額支給 2 交通用具を利用する場合	同じ	—	千円 115,983	円 107,691

	<p>使用距離に応じて支給</p> <p>(例) 自動車通勤した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10km …… 6,780 円 ・ 15km …… 10,010 円 ・ 20km …… 13,230 円 				
単身赴任手当	<p>異動等に伴って住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居し単身で生活することが常況となった職員に支給</p> <p>1 基礎額 30,000 円</p> <p>2 加算額 8,000 円～70,000 円</p> <p>※交通距離に応じて加算</p>	同じ	—	千円 1,810	円 452,500
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員のうち、知事の指定する職に在職する職員に支給</p> <p>・ 給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別に定められた定額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務 42,100 円～128,900 円 ・ 医師 62,700 円～138,700 円 ・ 看護師 54,000 円～ 71,900 円 	同じ	—	千円 66,936	円 858,154
初任給調整手当	<p>採用による欠員の補充が困難と認められる職員に支給</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師</p> <p>・ 大学卒業日及び採用日に応じ</p> <p>67,000 円～375,000 円</p>	異なる	・ 16年目以降の手当額・支給期間・役職別加算	千円 554,687	円 3,697,913
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌午前5時まで)に勤務した職員に支給</p> <p>・ 勤務1時間当たり給与額×25% ×勤務時間数</p>	同じ	—	千円 100,651	円 166,916
宿日直手当	<p>宿日直を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>1 一般の宿日直 5,500 円</p> <p>2 特殊業務の宿日直 医師・歯科医師の当直勤務 21,000 円 看護師・臨床検査技師、診療放射線技師 6,100 円</p>	同じ	—	千円 75,600	円 651,726
管理職員	管理職手当の支給される職員が臨時又は	同じ	—	千円	円

特別勤務手当	緊急その他公務運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ・週休日等 勤務1回につき 2,600円～18,000円 ・平日深夜 勤務1回につき 1,300円～6,000円			4,992	155,997
--------	--	--	--	-------	---------

④会計年度任用職員の給与の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額 等	令和6年度決算額
給料	・常勤職員と同一の給料表（行政職給料表、医療職給料表（二）、医療職給料表（三）、福祉職給料表、栄養職給料表、事務職給料表）の1級を適用し、職務の困難度や責任の程度等に応じて号給を決定	千円 447,931
期末手当	（令和6年度支給割合）2.45月分 （令和7年度支給割合）2.50月分	千円 82,649
勤勉手当	（令和6年度支給割合）2.05月分 （令和7年度支給割合）2.10月分	千円 69,425
その他手当	・地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、退職手当について、常勤職員に準じて支給	千円 85,081

（注） 「給与の状況」は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員（一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用職員）の状況である。